

損害賠償請求権の益金算入時期

～裁判例、裁決例から異時両建説の可能性を探る～

弁護士・元国税審判官 向笠太郎

1 はじめに

新聞等で法人の役員や従業員が法人の金銭を着服する事件を目にすることがあり、最近も、ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社の元従業員が自分宛での架空発注を行い、合計約2億4000万円を着服していたというニュースに接した¹。このような事件の典型である横領事件について、警察庁が公表している「犯罪統計資料」によれば、直近5年間では以下の表のとおり増加傾向にあるようである。また、令和7年1月から7月までの横領事件の認知件数は1387件であるところ、これは、令和6年1月から7月までの1414件とほぼ同等の件数といえる。

【横領事件の認知件数（警察庁「犯罪統計資料」を基に作成）】

令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
1388件	1282件	1432件	1916件	2365件

このような事件が起きると、法人は、当然のことながら着服された金銭相当額の損害を被ることになる一方で、民事法上、不法行為者に対して損害賠償請求権を取得することになるが、税務上、この損害賠償請求権の益金算入時期が争われることが多いように見受けられる。

すなわち、課税当局が、着服による損失が

「発生」した事業年度を損害賠償請求権の益金算入時期と考えるのに対し、納税者である法人が、損失が「発覚」した事業年度を損害賠償請求権の益金算入時期であると考え、見解が対立することがある。例えば、従業員による横領行為が令和6事業年度に行われたが、それが明らかとなったのが令和7事業年度であった場合、損失が「発生」した事業年度は令和6事業年度で、損失が「発覚」した事業年度は令和7事業年度、ということになり、納税者である法人が益金算入時期を損失の「発覚」した令和7事業年度とすると、課税当局との間で争いが生じ得る。近時においても、横領した従業員に対する損害賠償請求権の額の益金算入時期について、損失が発覚した事業年度とすべきという請求人の主張を排斥し、損失が発生した事業年度とすべきであるとした裁決があるようである（令和6年9月5日裁決、未公表）²。

しかし、損失の「発生」した事業年度を、課税当局の主張どおり損害賠償請求権の益金算入時期と考えると、法人は、本税のみならず、過少申告加算税等も課されることになる。これでは、着服により財産上の損害を被るだけでなく、予期せぬ課税リスクも発生することとなり、被害者である法人としては、まさに踏んだり

¹ <https://www.nikkei.com/article/DGXZQOUC147G70U5A810C2000000/> 最終閲覧日：令和7年9月10日
² 週刊税務通信3854号（2025年6月9日号）12頁